心理学に関連する知的財産の保護に関する声明

2003年に施行された知的財産基本法は、知的財産の創造、保護及び活用に関して基本となる事項を定めております。心理学の学術ならびに実践活動も、これまで多くの知的財産を生み出してまいりました。一般社団法人日本心理学諸学会連合(日心連)と致しましても、知的所有権(著作権)ならびに知的財産権の保護に資する活動を行いたいと存じております。とりわけ、日心連の実施している心理学検定(商標登録済み)につきましては、違反が生じた場合には法的措置も含めて厳正に対応してまいります。

また、心理学ではこれまで各種の標準化心理検査を開発してまいりましたが、その開発者のご努力を多とし、その保護についてもここに強く訴えます。心理検査の内容、実施手続、解釈法などを無断でインターネットなどに公開することは、営利目的の有無にかかわらず、現に慎むべきことです。また、授業や講演などで心理検査の説明を行う場合にも、保護に関する一定の配慮が必要であることも申し添えます。

2017年8月30日

一般社団法人日本心理学諸学会連合 理事長・子安 増生